（国税庁長官への通知の様式）

別添

平成　年　月　日

国税庁長官　殿

（所轄庁担当部局長）

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第十四項に規定する

社会福祉法人による届出書の提出について

　租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第二十五条の十七第十四項に規定する社会福祉法人による届出書の提出について、下記のとおり義務違反の疑いを把握しましたので通知いたします。

記

１．該当する法人の名称等

　　・名称　　　：（社会福祉法人○○○○）

　　・本部所在地：

２．本通知の基因となった贈与等の内容

＜財産の買換えがない場合＞

　　・贈与等のあった又は基本金に組み入れた年月日

・贈与等を行った者の氏名及び住所又は居所

・財産の種類、所在地、数量（面積等）　等

＜財産の買換えがあった場合＞

・買換え後の財産の種類、所在地、数量（面積等）　等

３．施行令第二十五条の十七第十四項に規定する要件に該当すると思われる事実の内容

※　みなし譲渡所得の非課税特例の対象となった財産について、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと又は基本金により管理しなくなったことを把握した旨等を記載。

　　　（例）事業の廃止に伴い、贈与等を受けた財産（土地）を基本金に組み入れる方法での管理を取り止めて売却した。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）抄

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得税等の非課税）

第二十五条の十七

14　公益法人等（法第四十条第三項に規定する財産等（以下この項において「財産等」という。）を特定管理方法（注１）により管理している又は管理していた公益法人等に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該公益法人等（第二号に該当することとなつた場合における第七項第二号イ又はロに掲げる公益法人等を除く。）は、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した届出書を当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならず、第二号に規定する所轄庁（注２）は、遅滞なく、同号に定める事項を、書面により、当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に通知しなければならない。

一　当該公益法人等が財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除く。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合　当該事実その他参考となるべき事項

二　当該公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなつた場合（第七項第二号イ又はロに掲げる公益法人等にあつては、当該公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなつた場合において、当該公益法人等の同号イ又はロ⑵に規定する所轄庁が当該事実を知つたとき）当該事実その他参考となるべき事項

注１：　社会福祉法人会計基準第六条第一項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法。

注２：　学校法人及び社会福祉法人の所轄庁は該当しない。